

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社
本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティクス株式会社
〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

「とうきょうさんぱい」

通巻第四二九号

令和八年六月一日

発行人 鈴木宏和

発行 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

とうきょう さんぱい

第43巻第3号 通巻第429号
429
令和八年六月一日発行

東京都産業資源循環協会

事務局長就任のご挨拶

- 全産連 第76回 関東地域協議会を開催
- 東京都環境公社 「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の
令和7年度の認定の報告と令和8年度の募集について





リジェネラティブな未来へ

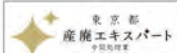


■廃棄物(産廃・一廃)の再資源化率 100%

- ・廃棄物から化石燃料代替品のRPF(固形燃料)やフラフなどを製造
- ・廃棄物のマテリアルリサイクル推進

■船舶輸送によるモーダルシフト

- ・プライベートパスを設置して船舶輸送を推進



本社・全工場
ISO14001 認証取得
ISO27001 認証取得

- 若洲工場：東京都江東区若洲 2-8-25
- リサイクルポート：東京都江東区若洲 2-8-17
- 京浜島工場：東京都大田区京浜島 3-3-14
- 市原工場：千葉県市原市玉前西 2-9-1
- 八丈島工場：東京都八丈島八丈町大賀郷 8316-1

本社：〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL：03-3522-1911 FAX/03-3522-1919 <https://www.aknet.co.jp/>

未来へ繋げる、循環型社会を



高俊興業株式会社 産業廃棄物処理業(収集運搬・中間処理)

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL. 03-3389-8111(代) FAX. 03-3228-0842
市川エコ・プラント 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325番地62 TEL. 047-395-1878 FAX. 047-399-5362
東京臨海エコ・プラント 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL. 03-5755-8011 FAX. 03-5755-8010
高俊中央技術研究所 〒143-0002 東京都大田区城南島四丁目4番4号 TEL. 03-5755-2330 FAX. 03-5755-2332

中間処理業 2023年度
収集運搬業 (積替え保管含む)
産廃エキスパート
認定番号 5-23-C0001
認定番号 5-23-B0063

株式会社 京葉興業

URL <https://www.keiyokogyo.co.jp>

快適な環境づくりと 自然との共生をめざして



JQA-EM7860 / ISO14001 認証範囲はHPでご確認ください。

< 京葉興業グループ >

実績と信頼のもと 多様なニーズにお応えします

株式会社 京葉興業 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号 Tel03-3678-0111 Fax03-3670-9140
三和清運 株式会社 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町3丁目2番6号 Tel03-3679-8555 Fax03-3679-3855
株式会社 ビー・アル・クリエイト 〒289-0511 千葉県旭市鍋木3484番地1 Tel0479-68-4808 Fax0479-68-4809

都市更新を下支えする 企業を目指して。



地球を守る 確かな技術

城南島第二工場

- 産業廃棄物処理施設
破碎処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
- 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU
成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所 東京都大田区城南島 3-2-11 TEL : 03-3799-8111 FAX : 03-3799-7788

CONTENTS

事務局長就任のご挨拶

東京都産業資源循環協会 事務局長

増田 武…………… 2

全国産業資源循環連合会

第 76 回関東地域協議会を開催……………

4

東京都環境公社 優良性認定評価室より

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の

令和 7 年度の認定の報告と令和 8 年度の募集について…………… 6

第 3 次労働災害防止計画の安全衛生啓発ポスター（令和 8 年度）のご案内…………… 3

広告主募集…………… 5

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について

環境省及び国土交通省の見解が示されました…………… 14

環境省「再資源化事業等高度化法」に関する特設ウェブサイト開設…………… 15

女性部だより 東京都環境局との意見交換会を開催…………… 16

理事会・委員会報告…………… 18

第 106 回理事会、総務委員会、安全衛生推進委員会、収集運搬委員会、
中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉、医療廃棄物委員会、法制度検討委員会、
女性部

人材確保プロジェクトよりお知らせ…………… 21

賛助会員事業紹介 エヌ・ビー・シー協同組合…………… 22

新入会員紹介 [正会員] (有) ティー・ディー・エス…………… 23

協会の主な今後の日程…………… 24

全産連 [ご案内] 産廃検定公式テキスト [第 2 版] 発刊…………… 25

よろず相談 [税務] 非減価償却資産（美術品等）／少額減価償却資産…………… 26

「産業資源循環情報」の原稿を募集しています…………… 29

Tea Break 日本語って使いづらくなっていると思いませんか…………… 30

事務局だより・編集後記…………… 32

表紙の言葉…………… 23

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 202…………… 33

第 3 次労働災害防止計画の安全衛生啓発ポスター（令和 8 年度）…………… 34



事務局長就任のご挨拶

東京都産業資源循環協会 事務局長

増 田 武

本年、4月1日付けで、事務局長に就任いたしました増田でございます。誌面をお借りしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、1983年に東京都庁に入都しました。廃棄物行政の経験としては、産業廃棄物についての経験ではありませんが、1990年に旧清掃局に配属となった後、清掃事務所の管理や本庁の作業部門で主として23区内の家庭ごみなどの一般廃棄物処理業の許認可や廃棄物収集後の中継作業を扱う仕事を行いました。その後、2000年に清掃事業が区移管された後は環境局に移り、多摩環境事務所の管理部門などを担当しました。

清掃事務所勤務時に道路上の動物死体を取りに行ったことや、ごみやし尿を中継する部門に勤務した際の不燃ごみ中継の運搬船やし尿の海洋投入船への乗船、中継施設の公害問題の訴訟類似の手続きを行った経験などが印象に残っています。それらを通じ、家庭ごみを日々確実、適正に処理する重要性や、作業の結果が直接感じ取れる点が他分野の業務にはない点であると感じておりました。それは、従来の適正処理を中心とした廃棄

物行政に対する印象でもありました。

しかし、現在、廃棄物処理は、各種の資源・リサイクル関係の法整備がなされ、その施行時期を迎えております。従来の大量生産・大量廃棄、適正処理の考え方から、廃棄物ではなく、リユース・リサイクル等を通じて資源として確保して再資源化するという資源循環へと大きく転換する時期を迎えています。また、脱炭素という大きな動きにも沿ったものでもあります。一方で、従来から行っている業務も、事故防止などの労働安全衛生に加え、社会経済状況の変化等により、人材の確保、建設・災害廃棄物への対応などの諸課題も発生してきています。

産業廃棄物を取り巻く状況がこのような変革期を迎え、諸課題がある中で協会の事務局長に就任することになり、その責任の重さを痛感しております。

については各種委員会・部会等に参加し各分野の具体的な課題を認識しつつ、事務局職員とともに協会の円滑な運営に尽力してまいりますので、会員の皆様、関係行政機関、関係諸団体の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

産業廃棄物処理業における 第3次労働災害防止計画（5ヵ年計画）は 4年目を迎えています

協会会員の皆さまにおかれましては、労働災害の削減に向けた取り組みの推進にご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

第3次労働災害防止計画の重点項目は

「経営者の意識改革」です。

労働災害を無くすためには、まずは経営トップの皆様方の舵取りが必要不可欠です。

経営者の方には、ぜひ安全衛生の方針を決定し、その強い思いを従業員の皆様へ表明していただきますようお願いいたします。

1月に行いました「安全衛生活動の現状調査」では、回答いただいた企業の

47.3%しか

方針決定及び表明はしていませんでした。

全会員企業におかれましては、経営トップの安全方針の決定及び表明をお願いいたします。

「経営者の意識改革」を一層推進するための安全衛生啓発ポスターのデータが全国産業資源循環連合会より提供がありましたので、本誌34ページ（カラーページ）に掲載いたします。



労働災害のない、安全で変心して働ける職場づくりに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

（安全衛生推進委員会）

全国産業資源循環連合会

第76回 関東地域協議会を開催

令和8年4月15日(水)、ホテルルポール麹町(千代田区平河町)において第76回 関東地域協議会が開催されましたので、主なポイントをご紹介します。

(専務理事 鈴木 研二)

■ 会長・副会長の選出

会長会議において、任期満了に伴う会長・副会長の互選が行われ、会長に杉田昭義氏(千葉県協会会長)、副会長に藤枝慎治氏(神奈川県協会会長)及び菊池清二氏(栃木県協会会長)が引き続き選任されたこと等が報告された。



開催風景

■ 杉田会長 挨拶

資源循環の促進はサーキュラーエコノミーへの転換を支える重要な柱。資源循環を担う産業へと進化するため、技術力向上、人材育成、情報共有強化を図り、業界全体の健全な発展に寄与していきたい。

■ 議事

- 令和7年度の事業報告及び収支決算報告、令和8年度の事業計画及び収支予算案の説明があり、報告説明のとおり承認された。
- 秋の協議会を11月13日(金)に栃木県(宇都宮東武ホテルグランデ)で開催する。
- 関東地域協議会に建設廃棄物部会を設置し、関東地方整備局等と意見交

換をしていく。部会員の推薦を各県協会に依頼しているので協力いただきたい。

- 災害廃棄物処理について、各県協会に対処しきれない場合は、1都7県で締結した相互応援協定に基づき関東地域で相互に応援することが確認された。

■ 全産連 室石専務理事 報告

- 令和8年度の調査研究事業として、最終処分場のPFAS問題の検討、再生砕石等の利用継続のための検討に取り組む。
- 第2回「資源循環と環境を考える全国大会」を11月27日(金)に鹿児島県で開催する。

- 改正貨物自動車運送事業法の施行をめぐる青ナンバー問題について、2月に国交省へ要望書を提出、その結果、3月16日に環境省、国交省から従前の取扱いに変更ない旨の課長通知が発出された。

■ 環境省 資源循環課 相澤課長 講演

- 再資源化事業等高度化法が昨年11月施行。第1号認定がそろそろ出せる見込み。
- 今年4月施行の改正資源有効利用促進法により、再生資源利用計画の策定提出報告が義務化。最初はプラスチックで自動車、家電製品、容器包装分野が対象。
- 改正廃棄物処理法等が4月10日閣

議決定された。不適正スクラップヤード規制、PCB廃棄物適正処理確保、災害廃棄物処理体制強化の3本柱。



相澤 課長

金属プラスチックスクラップ事業者への許可制が導入される。

- 太陽光パネルリサイクル法が4月3日に閣議決定。2030年後半からの大量廃棄時代に備えた法制度。発電事業者のリサイクル実施が義務化される。
- リチウム電池対策として廃棄物処理施設高度選別機導入支援を実施している。積極的に活用してほしい。

広告主募集

広告主様を募集しています

本誌「とうきょうさんぱい」への広告掲載を希望される協会員様を募集します。

- 【条件】① 広告主は協会正会員または賛助会員とします。
 ② B5版1ページ(コート紙)カラー表示となります。
 ③ 広告原稿はデータでご提供いただきます。

※ 広告料金、掲載期間、データ形式等その他詳細につきましては協会事務局までお問い合わせください。

お問合せ

一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局 担当：中澤
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階
 TEL 03(5283)5455 E-mail: info@tasankyo.or.jp

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の 令和7年度の認定の報告と令和8年度の募集について

東京都の優良性基準適合認定制度は、平成21年10月に全国で初めて創設した制度です。

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、第三者評価機関として東京都が指定した公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が評価・認定しています。



評価委員会の様子

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組状況に応じ、産廃エキスパート（業界のトップランナー的優良業者）と産廃プロフェッショナル（業界の中核的役割を担う優良業者）の2種類の認定区分があります。

この制度では、評価員が書面審査に加え、施設や事務所等の管理状態について現地で審査を行います。

この度、令和7年12月5日に、公社の会議室において、令和7年度申請者の評価基準への適合の可否を判定する第三者評価機関評価委員会（以下「委員会」という。）を開催し、令和7年度の認定事業者が決定しましたので、お知らせいたします。

認定事業者数

区 分	認定事業者数	業の区分			
		専門性 (感染性廃棄物)	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	32	5	11	20	24
産廃プロフェッショナル	17	3	13	4	5
計	49	8	24	24	29

(注) ・複数の業の区分の認定を受けている事業者があるため、認定事業者数の合計は整合しない。
・更新申請47社、新規申請2社の合計49社の評価を行い、上表のとおり全てが適合と判定されました。

認定の詳細については、東京都環境局・東京都環境公社のWebサイトでご確認いただけます。

東京都環境局 Web サイト



公益財団法人 東京都環境公社 Web サイト



■令和7年度の新規申請者について

- 2社
 - ・新規加入理由
 - 今後、産業廃棄物収集運搬業として事業を継続していくためには、認定を取得して営業範囲を広げる必要があると考えたため。(1社)
 - 認定取得により、企業としての信頼性を高めることで、ドライバーの雇用の促進に役立つと考えたため。(1社)

本制度においては、令和5年度に申請者の事務負担を軽減するため、東京都が評価項目の見直しを行い運営しています。

適合の可否の判定を行う委員会は、制度の一層の充実を図るために、事務局から主な評価項目における得点率の傾向と課題について報告し、有識者である評価委員の助言を得る場でもあります。

次に、その中から代表的な評価項目について、得点率の傾向及び課題と公社としての対応をご紹介します。

【適合判定結果における評価項目別得点率の傾向と課題について】

評価項目別に、その内容や課題を記載しております。

■インターネット情報公開（エキスパート・プロフェッショナル共通）

- 基 準
 - ・産業廃棄物処理業者の自社 Web サイトで評価項目に該当する情報を公開していること。
 - ・「さんばいくん」で情報公開されている場合は、自社 Web サイトからリンクされ、情報画面にジャンプできる状態になっていること。

○ 平均得点率表

項 目	得点率	
	産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル
① インターネット情報公開「会社概要」	100%	87%
② インターネット情報公開「施設及び処理状況」	100%	78%

- 傾 向
 - 産廃エキスパートでは、この項目は令和5年度より必須項目となったため、①②の得点率が100%と高くなっております。
 - 一方、産廃プロフェッショナルの得点率は①②の平均が82%となっており、産廃エキスパートと比較すると18%低くなっています。これは、情報公開をすることが優

良な事業者の必須要件としての認識はあるものの、公開に必要な情報が審査期間内に準備できず、満点にならない事業者があるためです。

○ 課題と対応

情報公開については、事業者はその必要性を認識し、得点率が高いものの、掲載内容が充実している事業者と必要最低限しか掲載しない事業者があり、取組内容に差が生じています。

公社 Web サイトでは、優良認定事業者一覧表に事業者 HP アドレスをリンクする等して、排出事業者が認定事業者の情報を閲覧しやすいように努めており、今後も、説明会で情報公開の重要性を事業者に伝え、掲載する情報の内容の充実を促してまいります。

■労働安全衛生組織、労働安全衛生（PDCA）の実施、事業の継続・復旧（BCP）の策定（エキスパート・プロフェッショナル共通）

○ 基 準

- ・ 事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置等していること。
- ・ 労働災害事故の未然防止等に向けた取組を行い、PDCA サイクルを継続的に実施していること。
- ・ 事故や災害発生時のための事業の継続・復旧（BCP）を策定していること。

○ 平均得点率表

項 目	得点率	
	産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル
①「労働安全衛生組織の設置等」	100%	91%
②「労働安全衛生（PDCA）の実施」	97%	84%
③「事業の継続・復旧（BCP）の策定」	85%	45%

○ 傾 向

① 労働安全衛生組織の設置等

産廃エキスパートの得点率は100%、産廃プロフェッショナルは91%となりました。この項目は、研修や健康診断等の管理表（計画と実施状況）の提出が不十分ですと取得ができない場合がありますが、しっかり作成し提出されていました。

② 労働安全衛生（PDCA）の実施

計画（P）・実行（D）においては、実施されておりますが、評価（C）・改善（A）においては未実施の事業者が見受けられました。

③ 事業の継続・復旧（BCP）の策定

産廃エキスパートの得点率は85%、産廃プロフェッショナルは45%となりました。危機管理マニュアルと区別できず BCP を作成できないケースが多いようですが、今

年度は、公社 Web サイトの優良性トップ画面に「取得が難しい項目のフォーマットと見本」を掲載した結果、エキスパート申請については、得点率を大幅に伸ばしました。

しかしながら、プロフェッショナルについては、まだ半数近くが、策定が十分な状況ではありません。

○ 課題と対応

「労働安全衛生（PDCA）の実施」については、書面だけでは、取組状況が分かりづらいため、現地審査でもヒアリング等で、どのように取り組んでいるか確認を行っております。

「事業の継続・復旧（BCP）の策定」については、プロフェッショナルの半数近くは策定が十分ではないため、計画策定の仕方や実施状況がわかる例を引き続き公社 Web サイトの優良性トップ画面上に掲載するとともに、取組が不十分な事業者に対しては、災害等が起きた際に事業を継続・復旧するために大変重要なものであることを、今後も現地審査の際に個別に伝え、得点率の向上に努めてまいります。

■「認証取得」及び「環境に配慮した経営」（エキスパートのみ）

（「環境に配慮した経営」の項目は、改正前の「企業の社会的責任体制」と「LCA」の項目を統合したものです。）

○ 基 準

- ・ 環境に関する基本方針を定めていて、CSR 報告書や環境報告書、LCA 分析結果表等を定期的に公開していること。

○ 平均得点率表

項 目	得点率	
	産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル
① 認証取得（ISO 等）	96%	
② 「環境に配慮した経営」	83%	

○ 傾 向

項目①の認証取得（ISO 等）についての得点率は96%と高得点となりました。ISO の他、中小企業の方も取り組みやすい「エコアクション 21」を実施する事業者が増えています。

項目②の「環境に配慮した経営」については、他の項目と比較してやや低い得点率となりました。

○ 課題と対応

排出事業者からの要請への対応を図るとともに、企業自らの姿勢を積極的に内外に

示すため、項目②の「環境に配慮した経営」の取組を浸透させていくことは重要と考えられます。

経営姿勢の効果的なPR、ブランド力の強化、従業員が誇りを持って働ける職場への転換を図るためには、項目①の「認証取得」や項目②の「環境に配慮した経営」の充実、排出事業者から選択されるために欠かせない取組です。「環境に配慮した経営」に関しては、エコアクション21やISOの取得を通して得た知識等を整理し環境報告書を作成することで取得に繋がれることを今後も周知してまいります。

■技術の開発・研究（エキスパートのみ）

○基準

- 先進的な環境企業として、AIやITなどを活用し、作業の効率化や適正処理・リサイクル技術の開発のための分析や研究を行い、課題解決への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進していること。

○平均得点率表

■技術の開発・研究 (エキスパートのみ)	得点率
収集運搬業（積替え保管を除く）	86%
収集運搬業（積替え保管を含む）	70%
中間処理業	54%
①～③の平均得点率	70%

○傾向

この項目は、改正前は取組がしづらい項目でしたが、令和5年度の改正で「AIやITなどを活用すること」とすることで得点につながりやすくなりました。しかしながら、まだ申請者には「AIやITとはどのようなものが対象なのか」が分かりづらかったため、今年度は、公社Webサイトの優良性トップ画面に「フォーマットと見本」を掲載し作成のためのフォローを行い、加えて、評価員が現地で補足の説明をするなど、取得に向けて厳粛かつ丁寧に対応を行ったことで、申請者の理解が深まり、得点できる事業者が増えました。

○課題と対応

AIやITなどを活用しての【技術の開発・研究】という改正項目のため、具体的にどのようなレベルであれば対象になるのか戸惑った事業者が多くみられました。

今後は、どのようなことであれば対象となるのか、参考事例等を用いて分かりやすく例示し、各社の取組内容をアピールできる仕組みづくりをしてまいります。

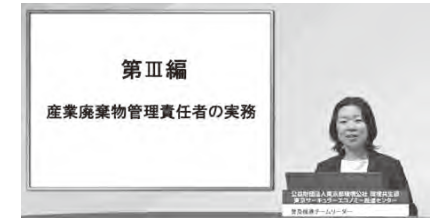
【東京都と連携し、認定事業者の認知拡大に向けた取組を実施】

公社や都では、認定事業者の認知拡大のため、排出事業者へ向けて次のような取組をしています。

■排出事業者を対象とした認定事業者の活用促進

○内容

排出事業者講習会（産業廃棄物管理責任者講習会）において、信頼できる処理事業者の選定のために認定制度を活用することを説明しています。



オンライン講習会の様子

■排出事業者向けリーフレットの作成・周知

排出事業者の方々へ向けたリーフレットを公社Webページに掲載しております。

認定事業者の方々、ダウンロードし営業等に活用できるようにしています。

リーフレットの概要

- 優良認定事業者とは
- 優良認定事業者の特徴
- 優良認定事業者を選ぶメリット
- 優良認定事業者の探し方

東京都が認定した
優良認定事業者
を是非ご活用ください！

東京都の優良認定事業者とは？
東京都では産業廃棄物の適正処理・資源化・環境に与える負荷の少ない取組を行っている産業廃棄物処理事業者を、優良な産業廃棄物処理事業者として認定しています。法の遵守状況に関する「適法性」、事業運営に関する「安定性」、環境に配慮した「先進的な取組」について、東京都知事指定の第三者評価機関が厳正かつ公正に審査して認定した事業者が「優良認定事業者」です。

(表)

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任です。排出事業者責任を果たすための有効な手段として都の優良認定事業者の活用をご検討ください！

Feature 都の優良認定事業者の特徴は？

- 透明性が高い (情報公開)
- 違法意識が高い
- 環境配慮に優れた取組を行っている

Morit 優良認定事業者を選ぶメリットは？

- 安心: 専門の評価員が書面だけでなく、現地審査も行い公平・公正に評価
- 确实: コンプライアンスの確保や適正処理の確実な実施
- 貢献: 自社の環境配慮への取組のアピール

優良認定事業者はこうやって探す？

(裏)

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について 環境省及び国土交通省の見解が示されました

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正内容の一部が本年4月から施行されるにあたり、従前白ナンバー車で行っていた廃棄物の運搬についても、青ナンバー登録が必要になるとの情報があり、業界においても困惑が広がっていましたが、今般、この問題について、環境省及び国土交通省から「従前の取扱いを変更するものではない」との通知が各都道府県・政令市あて発出され、従前の取扱いどおりであることが明確になりました。

令和8年3月16日付環境省環境再生・資源循環局資源循環課／廃棄物適正処理推進課名事務連絡では、「改正法においては、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定ですが、これは貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありません。」と通知しています。

詳しくは、協会ホームページの「新着情報」に情報提供として掲載していますので、下記をご参照ください。

(一社) 東京都産業資源循環協会ホームページ
新着情報 「一覧へ」 をクリック

新着情報

お知らせ 2026.04.17 事務局不在のお知らせ

お知らせ 2025.04.01 2025年4月1日から産業廃棄物管理費(マニフェスト)料金が変わりました

新着情報

2026年03月17日 【環境省】「廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について」

<https://tosankyo.or.jp/archives/4422>

こちらのQRコードからアクセスできます→



「再資源化事業等高度化法」に関する 特設ウェブサイト開設

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」に関する広報サイトが公開されました。

再資源化事業等高度化法 ウェブサイトより

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/

再資源化事業等高度化法 広報サイト 環境省

法律の概要 認定制度・申請の手引き 税制・支援措置 報告・公表制度 広報ツール よくあるご質問

高度な資源循環と脱炭素を促進する社会へ

認定制度の種別概要

- 類型1 高度再資源化事業
- 類型2 高度分別・回収事業
- 類型3 再資源化工程の高度化

コールセンター

再資源化事業等高度化法に関するお問い合わせ
(法の概要、事前相談及び申請内容の相談等、幅広く受付しております。)

電話番号：03-6759-6027
Eメール：circular@sanpainet.or.jp

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分（12時から13時を除く）

こちらのQRコードからアクセスできます→



東京都環境局との意見交換会を開催

女性部（望月麻子 部長）は、令和 8 年 3 月 30 日（月）10 時より東京都第二本庁舎 31 階第 24 特別会議室にて、東京都環境局との意見交換会を開催し、参加者は 26 名となりました。東京都からは、環境局長 須藤 栄 氏、環境局資源循環推進部長 宗野喜志 氏、環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課長 東川直史 氏が参加されました。

撮影：東川課長



参加者の皆様



須藤 局長

須藤局長が女性ということもあり、「社会を支える仕事の価値と女性の力」をテーマに、女性が安心して働き続けられる職場づくりや、持続可能な資源循環施策について意見を交わしました。

近年、業界における女性の存在感が少しずつ高まってきていることへの思いが語られ、今後の制度や現場の課題に加

えて、意識改革、柔軟な働き方を支える環境整備、スキルアップの機会づくり、業界の魅力発信という四つの視点から話し合いが進められました。女性部からは、厚生労働省の認証制度の取得状況が見える化し、働きやすい職場づくりの取組を広げていきたいとの方針が示されました。見える形にすることで、各社の取組を学び合い、職場環境の底上げにつなげていこうという前向きな思いが共有されました。

現場では、女性ドライバーの採用が



意見交換会風景

進んでいる一方で、作業内容や設備には、まだ男性の体力を前提とした面が残っているとの声が上がりました。重いものを扱う作業や、無理をしやすい動線、設備面での不十分さなど、日々の仕事の中で感じる負担は少なくありません。だからこそ、女性だけでなく、高齢者を含む多様な人が長く働き続けられるよう、身体的な負担を軽減する工夫が必要であることがあらためて確認されました。あわせて、女性用シャワールームの新設、軽量の作業服の導入、衛生用品の常備といった具体的な取組も紹介され、少しずつ現場が変わり始めていることも感じられました。

また、働きやすさは設備だけで決まるものではない、という意見も印象的でした。安心して働き、力を発揮するためには、ハード面の整備だけでなく、互いを尊重する意識やマナー、心理的に安心できる職場風土を育てていくことが大切であると感じました。

意見交換会翌日が、須藤局長の退任日という節目の日でもあり、行政トップとしてのご経験を踏まえたご自身の管理職経験や子育てとの両立、健康管理の大切さについても率直なお話がありました。困難な場面でも「逃げない姿勢」で向き合ってこられたこと、すべてを一人

で抱え込まず、優先順位をつけて人に任せることの大切さ、そして心身の健康があってこそ仕事を続けられるという実感は、わたしたちの心に響くものでした。とりわけ、仕事も家庭も完璧を目指しすぎず、その時々で大切なものに向き合うという考え方は、社会で働く女性への励ましのエールのように、大変心に残る機会となりました。

後半では、東京都の資源循環・廃棄物



宗野 部長

処理政策について宗野部長から説明が行われました。東京都は 2035 年ビジョンのもと、従来の廃棄物処理中心の考え方から一歩進み、資源が

循環する社会の実現を目指して取組を進めています。特にプラスチック対策は重要施策として位置付けられ、2035 年までに焼却量半減を目標に掲げていることが紹介されました。また、食品リサイクルや生ごみ分別の促進、都内リサイクル基盤の強化、各種手続の電子申請化、リチウムイオン電池対策など、今後の実務につながる施策の方向性も共有されました。

この度の須藤局長によるご経験談やメッセージを交えた意見交換会は、今後私たち女性部が資源循環業界の中で活動を考えるうえで大きな気づきとなりました。これからも東京都と当協会が連携しながら、現場の声を大切に、より働きやすい環境づくりに向けた取組を、皆さまとともに進めてまいりたいと思います。

（株式会社 リーテム 中島佐智世 記）

理 事 会 ・ 委 員 会 報 告

第 106 回理事会

開催日時：4月8日(水) 15時17分～17時17分 場所：協会会議室

出席者：理事18名 / 監事2名

議題：

1. 決議事項

- (1) 新入会員の承認
- (2) 第14回定時総会の招集

2. 協議事項

- (1) 令和7年度事業報告（一次案）
- (2) 第14回定時総会議案及び進行等
- (3) 会費改定
- (4) 役員選任基準
- (5) 役員改選案

3. 報告事項

- (1) 協会会長表彰の選考
- (2) 協会安全衛生表彰の選考
- (3) 月次会計報告及びマニフェスト販売状況
- (4) 東京都環境局、八王子市資源循環部の人事異動
- (5) 産業廃棄物処理業者に対する行政処分

委員会報告・部会報告

次回開催日：第107回理事会 5月12日(火)

総務委員会（鈴木 会長）

開催日時：3月24日(火) 14時～ 場所：協会会議室 出席者：11名

議題：

- ① 令和7年10月～8年3月の事業報告
- ② 令和8年度委員会・部会の活動計画
- ③ 交通費支給の変更について

次回開催日：11月11日(水)

安全衛生推進委員会（細沼 委員長）

開催日時：3月26日(木) 15時～ 場所：協会会議室 出席委員：8名

議題及び内容：

- ① 令和8年度安全衛生表彰について
推薦書を運用規則等と照らし合わせて審議を行った。
- ② 令和8年度活動計画について
主な活動は以下の通り
・委員会（4回）、安全衛生推進大会、安全衛生表彰制度による表彰実施、東京労働局との合同安全衛生パトロール、安全衛生標語コンクール
- ③ 女性委員の募集について
退任、休会により女性委員が減少したことから増員を検討した。
- ④ 令和8年度安全衛生パトロール先について
東京労働局と合同で安全衛生パトロールを行う。パトロール先について検討した。
- ⑤ 第2回安全衛生推進大会の結果と第3回に向けて
第2回の大会結果の確認と、第3回に向けての準備等、進め方の検討を行った。
- ⑥ 令和8年東京労働局長表彰の推薦について
協会の安全衛生事業に長年貢献した人物を1名推薦する。
- ⑦ 安全衛生活動の現状調査票の提出結果について
調査票数526件中回答277件（52.7%の回答）
調査結果からの安全衛生の課題等を話し合った。

次回開催日：6月17日(水) 15時～ 協会会議室

収集運搬委員会（加藤 委員長）

開催日時：令和8年4月7日(火) 15時～ 場所：協会会議室 出席委員：16名

議題及び内容：

- 令和8年度活動計画について
各活動グループからの進捗報告等が行われた。
- ① 委員会トピックス
・6月25日委員会内勉強会の内容について決定した。
「特定技能外国人雇用の入門講座～資源循環業の未来の選択肢～」
第1部：特定技能外国人入門講座雇用と対策編
第2部：特定技能外国人入門講座保険編
第3部：既に外国人雇用に取り組む企業に聞く

② 会員向け研修会

・9月18日開催予定「安全講習（事故防止・事故再発防止）」について、5～6月に講師と打合せを行い、内容を確定していく予定。

③ 施設見学会

・7月24日～25日開催予定の施設見学会について、視察先候補の報告があった。受入枠があるため、現在調整中。

● 安全取組・事故事例発表

各活動グループの代表者より、各社の取組や事例の発表が行われた。

次回開催日： 6月25日(木) 15時～ 協会会議室

中間処理委員会 中和・脱水分科会（柳澤リーダー）

開催日時： 4月9日(木) 15時～ 場所： 協会会議室 出席委員： 4名

議題及び内容：

● 令和8年度の活動について

- ① 6月3日(木)に第一種指定化学物質の勉強会を開催予定
- ② 9月に施設見学会（廃液処理施設）を予定
- ③ 2月10日(木)に分科会開催予定

次回開催日： 6月3日(木) 勉強会

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

開催日時： 4月13日(月) 15時30分～ 場所： 協会会議室 出席委員： 11名

議題及び内容：

- ① 病院関係者と委員会との災害時の医療廃棄物対策についての懇談会を6月15日に開催する。
- ② 一都二県（東京・神奈川・静岡各協会）医療廃棄物合同懇談会が9月11日に静岡市内にて開催されるので、準備をしていくこととなった。
- ③ 施設見学会を3月に行う予定とした。

次回開催日： 6月15日(月) 15時～

法制度検討委員会（都築委員長）

開催日時： 4月14日(火) 15時～ 場所： 協会会議室 出席委員： 8名

議題及び内容：

① P R T R法について

法令に基づく化学物質管理の重要性を再確認するとともに、排出事業者から処理業者への円滑な成分情報の提供を促すための啓発手法について協議した。

② 更新許可に係る更新過程の講習会修了証有効期間について

事業者の負担軽減と専門性の維持を両立させる観点から、各種講習制度における有効期間のあり方について検討を行った。また、他地域の先行事例を参考に、事務手続きの合理化を図るための論点整理を進め、関係機関への働きかけに向けた準備を継続する方針とした。

次回開催日： 7月17日(金) 15時～ 協会会議室

女性部 幹事会（望月部長）

開催日時： 4月16日(木) 15時～ 場所： 協会会議室+オンライン 出席者： 8名

議題及び内容：

● 定時総会・施設見学会の開催について

6月12日・13日（金・土）に定時総会と合わせて施設見学会を開催することが決定した。

次回開催日： 5月21日(木) 15時～ 協会会議室

一般監理事業許可番号：許1704000292
登録支援機関登録番号：19登-003383

MEK GROUP

エヌ・ビー・シー協同組合

外国人受入れの圧倒的な実績と安心を。
育成就労・特定技能の受入れをサポートいたします。



NEW 資源循環分野への対応 NEW

2027年4月1日より資源循環分野（中間処理）が育成就労制度・特定技能制度を利用した外国人受入れの対象分野として追加されることが予定されております。

組合員数

2,970 社
(ETC事業含む)

累計受入れ実績

12,000人超

専門スタッフ

80名以上
(正社員)

組合の特徴

- 国内最大級の優良監理団体。
- 正社員スタッフによるサポート。
- 技能実習生受入れ支援20年以上の信頼と安心。

対応国籍

厳選した送出国と提携・一部出資し入国前教育に注力しております。

ベトナム インドネシア ミャンマー タイ
フィリピン バングラデシュ スリランカ

サービス提供体制

- 生活基盤のトータルサポート
住居、家電、Wi-Fi環境等を仲介手数料なしでご案内します。
- 厳格な巡回・監査によるサポート
優良監理団体の認定基準に基づく徹底した法令遵守。
- 自社研修施設「関東研修センター」
挨拶・マナー・日本の生活習慣を徹底教育し配属します。

MEK GROUP **エヌ・ビー・シー協同組合**

〒140-0002 東京都品川区東品川4-10-13プライム東品川ビル2F
ホームページ：https://www.nbc.or.jp/
TEL：03-3458-0881



育成就労・特定技能の受入れに関するご不安・ご不明点等お気軽にご相談ください。



新入会員紹介

有限会社 ティー・ディー・エス

代表取締役 **曾根 瀬奈**

東京都知事 産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）

〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 〕

〒 121-0815 東京都足立区島根1-6-10-503

☎ 03(3858)7387

表紙の言葉

●今月の写真：[防災公園] ^{みずもと}水元公園（葛飾区）



東京都葛飾区と埼玉県三郷市にまたがる水元公園は、96.3ha（東京ドーム約20個分）の面積をもつ、東京23区中で最大規模の公園です。「小合溜」から引いた大小の水路が園内を走り、水郷景観を作りだしています。小合溜とは古利根川の一部の広大な遊水池で、江戸時代に灌漑用水の調整と治水を兼ねた用水池として整備されました。園内にはポプラ並木やメタセコイアの森、ハンノキなど水辺に強い樹木が生育し、ハナショウブ、スイレンなど、たくさんの水生植物を見ることができます。

- 参照：（公財）東京都公園協会HP、内閣府「防災情報のページ」ほか
- 撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）

所在地： 葛飾区水元公園・水元猿町・東金町五、八丁目・埼玉県三郷市高洲三丁目
アクセス： JR 常磐線「金町」・京成金町線「京成金町」から京成バス「水元公園」下車、徒歩7分

水元公園



広大な池のほとりに遊歩道や休憩場所があります

協 会 の 主 な 今 後 の 日 程

(令和8年5月13日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
6	2	火	中間処理委員会 15:00~	協会会議室
	3	水	青年部 定時総会	外部会議室
			中和・脱水分科会 勉強会 15:00~	協会会議室
	8	月	建設廃棄物委員会 15:00~	協会会議室
	10	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
			新入会員と協会役員との懇談会 13:30~14:30	協会会議室
			第108回 理事会 15:00~	協会会議室
	11	木	業界別人材確保強化事業 (カスタマイズ支援) 第一回人材確保セミナー 14:00~16:15	Fabbit 会議室 (千代田区)
	12	金	多摩支部 幹事会 13:15~ / 支部会 15:15~ / 研修会 15:30~ / 懇親会 17:00~	たましん RISURU ホール (立川市)
	15	月	医療廃棄物委員会 15:00~	協会会議室
	17	水	安全衛生推進委員会 15:00~	協会会議室
	19	金	全産連; 第16回 定時総会 12:45~/表彰式 14:20~/ 懇親会 16:45~	明治記念館 (港区)
	22	月	人材確保プロジェクト 14:00~	協会会議室
	24	水	青年部 幹事会 15:00~	協会会議室
25	木	収集運搬委員会 15:00~	協会会議室	
7	6	月	全産連; 青年部協議会 関東ブロック幹事会 15:00~17:00	当協会会議室
	8	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
			三役会議 / 常任理事会 / 第109回 理事会	協会会議室
	9	木	青年部 幹事会 15:00~	協会会議室
	13	月	破碎・圧縮分科会 リチウムイオン電池セミナー 15:00~17:00	協会会議室
	14	火	全産連 ; 理事会	連合会会議室 (ハイブリッド)
	16	木	女性部 幹事会 15:00~	協会会議室
	17	金	法制度検討委員会 15:00~	協会会議室
24	金	収集運搬委員会 施設見学会 (24~25日 1泊2日)	(調整中)	



産廃検定 公式テキスト 第2版発刊!!

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎) は、
この公式テキストに準拠して出題いたします。

廃棄物処理法を学ぼう!

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎) 公式テキスト

発行日 令和8年4月

○販売価格 1,980円 / 冊 (税込、送料別) ○A5判 145頁

○申込方法 全国産業資源循環連合会ホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/>)
からお申込み

目次

- (1) 廃棄物処理法の概要と主な法令改正等の経緯
- (2) 廃棄物とは
- (3) 産業廃棄物の分類
- (4) 事業者の責務
- (5) 産業廃棄物の処理に関する主な基準
- (6) 産業廃棄物処理の委託
- (7) 産業廃棄物処理業

- (8) 産業廃棄物処理施設
- (9) 特例制度
- (10) 廃棄物等の輸出入
- (11) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度
- (12) 帳簿
- (13) 行政処分・罰則
- (14) 関係法令

お問い合わせ先



公益社団法人
全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階 TEL 03-3224-0811



顧問 公認会計士
梅澤 隆

I. 非減価償却資産（美術品等）
II. 少額減価償却資産

I. 非減価償却資産（美術品等）

質問 当社は画商から新進気鋭の作家の絵画を90万円で購入しました。それを本社受付に飾る予定です。それとは別に、会議室にと200万円の絵画を購入しました。これらの絵画の処理を教えてください。

回答
固定資産は減価償却という方法で、費用化され、損金に算入されていきます。「時の経過により価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされています。次に掲げる資産はその取り扱いを受けます。
(1) 古美術品、古文書、出土品遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性がないもの
(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が100万円以上のもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除きます。）
会社が購入した絵画は(2)の美術品に該当することになります。取得価額の金額で100万円が基準となり、判断されることとなります。受付で飾る予定の絵画は、100万円以下のため減価償却資産に該当することになります。したがって、減価償却の手続きを行っていくことになり、帳簿価額は減少することになります。会議室に飾られる絵画は200万円での購入とのことなので100万円を超えることになり、非減価償却資産となり、購入価額のままで資産計上されることとなります。しかし、(2)にあるように「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」は除くこととなります。

具体的には、
① 会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾

用や展示用（有料公開のものは除きます）として取得されたものであること。
② 移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
③ 他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況からみて美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。
したがって、会議室の絵画は、不特定多数の者が利用する場所に飾っているとは見られないし、その他の条件からしても減価償却資産とは取り扱われないこととなります。

● 法定耐用年数

減価償却資産に該当する美術品等の法定耐用年数は、その構造や材質等に応じて判定されることとなります。

- (1) 室内装飾品のうち主として金属製のもの・・・15年（例えば金属製の彫刻）
- (2) 室内装飾品のうちその他のもの・・・・・・・・・・8年
例えば、絵画・陶磁器・彫刻（主として金属製のもの以外のもの）

（受付から外して倉庫に保管した場合）

受付、会議室に展示されている美術品等は、事業の用に供されているものと考えられます。

受付、会議室から外された場合は、事業の用に供されておらず、減価償却ができないのではとの問題があります。

この場合でも、倉庫に保管されて現在展示を休止している場合でも、休止期間中必要な維持管理が行われて、いつでも展示可能な状態にあるものは、事業の用に供していることとなります。

II. 少額減価償却資産

質問 令和8年の税制改正で制度以来の改正が行われる見込みとのことですが、どのような改正になるのでしょうか。

回答
少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が一定金額未満の減価償却資産を取得したとき、取得価額の全額をその事業年度の損金に算入できる制度です。平成15年度に創設された制度です。それが改正される見込みです。特例の内容は、対象が青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下等）で、

手続きとして、損金経理と確定申告書に明細書（別表 16（7））を添付し、上限が年間300万円までとなっています。

従来、30万円未満の資産は全額経費にできました。

（改正のポイント）

取得価額の上限が30万円未満から40万円未満に拡大されます。

例えば、35万円のパソコンを購入した場合、従来であれば固定資産に計上し耐用年数4年で毎年費用化されます。

改正後であれば、全額取得時に費用化され損金として扱われます。

年間合計300万円の上限は変更ありません。

従業員数の要件は500人以下から400人以下に変更されました。

適用期限は令和11年3月31日までの3年延長となっております。

（適用開始）

令和8年4月1日の見込みです。

3月決算の会社であれば、令和8年3月31日までは旧基準（30万円未満）が適用され、令和8年4月1日以降は新基準（40万円未満）が適用されます。

したがって、事業年度の中で、新旧基準が混在することはありません。

しかし、12月決算の会社は、3月までの取得分は旧基準（30万円未満）、4月以降取得分は新基準（40万円未満）となります。

個別管理が必要になります。

（取得価額）

減価償却資産の取得価額は、購入代価だけではありません。その資産を事業の用に供するために直接要した費用も含まれます。

例えば、引取運賃、据付費、試運転費なども取得価額を構成します。

購入代価が39万円で少額減価償却資産として全額損金に算入できるはずが、設置費用が2万円かかった場合は、40万円を超えることになり、特例の適用が受けられなくなります。

（セット品）

応接セットの場合のように、複数の機器・備品を購入した場合、個々の単位で判定してよいのか、それともセット品全体を「一体の資産」とみなすべきか問題になります。

「通常1単位として取引されるもの」が判定単位となります。

単体では機能しないものをセットで購入した場合、セット全体が1つの資産と判定される場合があります。

（消費税との関係）

消費税の処理に「税抜経理処理」と「税込経理処理」があります。

取得価額が40万円未満かどうかの判定は会社が採用する消費税の経理処理によって変わり変わります。

税込経理処理を採用している場合は、消費税込みの金額で判定し、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの金額で判定されます。

免税事業者の場合は税込経理が原則となりますので、判定上は不利かもしれません。

（他の基準との比較）

減価償却資産の取得で、金額によって、制度があります。

金額ごとでの取り扱いは次のようになります。

10万円未満	少額減価償却資産	取得時に全額損金となります
10万以上20万円未満	一括償却資産	3年均等償却
10万円以上40万円未満 (新基準)	少額償減価償却資産の特例	中小企業等は取得時全額損金
40万円以上	通常の固定資産取得で、耐用年数に応じて償却	

少額減価償却資産には、金額に上限があります。

一括償却資産との使い分けを考えることもできます。

「産業資源循環情報」の原稿を募集しています

東京都産業資源循環協会 広報委員会

本誌「とうきょうさんぱい」では『産業資源循環情報』として会員各社における資源循環等の取組に関する記事を掲載しています。

『産業資源循環情報』の原稿はすべての正会員、賛助会員の皆様を対象に募集しています。各社の事業をご紹介いただく良い機会です。ぜひ、ご応募ください。

掲載の方法：

- ・ B5版1ページ、白黒での掲載となります。
- ・ 本文の文字数は800字～1,000字以内(写真・図表は文字数により2点程度)
- ・ 内容は産業廃棄物に係る資源循環に関することであれば結構です。
- ・ 詳細は下記へお問合せください。

※機関誌のバックナンバーは協会ホームページからご覧いただけます。

お問合せ

協会事務局 担当： 中澤 e-mail： info@tosankyo.or.jp
 協会ホームページ： <https://tosankyo.or.jp> 電話： 03-5283-5455



日本語って使いづらくなっていると思いませんか

今までずっと思ってきたことがある。

それは、日本語の言葉の意味が本来の意味から少しずつずれ、どちらが正しいのか分からなくなっている、ということだ。

ひとつの言葉に、正反対とまではいかないまでも、少なくとも「え、それどっち？」と聞き返したくなる意味が同居している。

しかも厄介なことに、どちらも平然と使われているから始末が悪い。

代表格は「役不足」だろう。

本来は「その役目が軽すぎて、力を持って余している状態」を指す言葉のはずだ。

ところが今では、「力不足で役に見合わない」という意味で使われることも珍しくない。

典型的なのが、飲み会の締めの挨拶である。幹事に指名され、マイクを渡された人が、「役不足ではございますが、ご指名でございますので……」などと言出す場面を、これまで何度も見てきた。

本人は謙遜のつもりなのだろうが、言葉どおりに受け取れば、

「この役、私には軽すぎますが」と胸を張っていることになる。

場の空気は和やかなのに、日本語だけがひっそりと暴走している。

その場にいる人のうち、何人が内心で「あれ？」と感じているのだろうか。

そう思うと、つい周囲の表情をうかがってしまう。

こうした誤用は酒の席だけの話ではない。

職場でも油断はできない。

「君にはこの仕事は役不足だね」と上司に言われた日には、褒められたのか、それとも遠回しに戦力外を告げられたのか分からず、帰りの電車ですっと意味を反芻することになる。

「気が置けない」もなかなかの曲者だ。

本来は「遠慮がいらす、気を遣わなくてよい関係」という、むしろ温かい言葉である。

それが字面の印象から、「気を遣って疲れる相手」という意味に受け取られることがある。

うっかり「気が置けない人たちと飲みに行く」と言おうものなら、「ああ、気疲れする飲み会なのね」と同情されかねない。

せつかくの楽しい集まりが、言葉ひとつで逆効果になってしまう。

さらにややこしいのが「確信犯」だ。

もともとは「自分は正しいと信じて行う犯罪」という、法律や哲学の世界の言葉だった。

それが今では、「悪いと分かっているがやめてやる行為」という意味で使われることが多い。

最近ではさらに、「自信満々でやった結果、失敗した人」くらいのニュアンスまで混ざってきている。

確信していたのか、ただの思い込みだったのか。

罪を自覚していたのか、開き直っていたのか。

もはや本人にも分からないのではないかと考えてくる。

この頃では、使うほうが慎重にならざるを得ない言葉になってきた。

「割愛」や「さわり」も油断ならない。

割愛は「惜しいと思いながら削ること」であって、「どうでもいいから省く」ではない。

また、「さわり」は「冒頭」ではなく、「一番の聞きどころ・見どころ」を指す。

ところが現実には、「では、さわりをお願いします」と言われ、肝心な部分を説明すると、「いや、さわりでよかったのに」と言われ、「ん？ そっちの意味か」と内心でつぶやくことになる。

「本来の意味を知らないの」と言いたいところだが、多勢に無勢と思うと言えないのである。

こうした経験が重なると、言葉を選ぶたびに身構えるようになる。

この表現は大丈夫だろうか。

相手はどちらの意味で受け取るだろうか。

誤解されたら面倒だ。

いっそ別の言い方にしまおうか。

気がつけば、話の内容よりも、日本語の地雷を踏まないことに神経を使っている。

それでは本末転倒である。

「誰かが正しい意味を決めてくれればいいのに」と思うこともある。

だが実際には、役所が調査や資料を示すことはあっても、「これが正解で、そのほか使用禁止です」と明確にいうわけではない。

「言葉は時代とともに変わるものです」と言われれば、たしかにその通りだ。

結局、私たちは揺れ動く日本語と、うまく付き合っていくしかないらしい。

だからこそ、大事な場面では、あいまいな言葉をできるだけ避けたい。

少し説明的でも、誤解のない言い方を選ぶ。

「役不足」ではなく「私には簡単すぎます」

あるいは「私には荷が重いです」。

「気が置けない」ではなく「遠慮のいらぬ関係です」。

日本語は美しい。だが、ときどきとても面倒でもある。

しかし、その面倒くささこそが、日本語の奥行きなのかもしれない。

今日もまた、意味が二つある言葉をそっと言い換えながら話すことになるだろう。

日本語を使いこなしているのか、それとも振り回されているのか。

さて、みなさんはどうしているだろうか。

「そんな細かいこと、気にしていない」…ですか。

—やっぱり少し気にしてしまう人より—

事務局だより

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会は、今年度もオンライン形式と対面形式の2種類で開催しています。

オンライン形式では、事前にオンライン講義を受講した後、試験会場で修了試験を受けていただきます。対面形式では、会場で講義を受講し、そのまま最後に修了試験を受ける従来のスタイルです。

オンラインで講義を繰り返し視聴したり自宅や職場で学習したい方、会場で集中して生の講義を受けたい方、それぞれのニーズに合わせてお選びいただけます。どちらも JW センター（日本産業廃棄物処理振興センター）のホームページからお申し込みいただけます。

ただし、特に産業廃棄物収集運搬課程（新規・更新ともに）は非常に混み合っており、数か月先まで満席となる場合があります。許可期限が近い方は、できるだけ早めのお申し込みをおすすめします。

先日の東京の試験会場では、「合否発表前に許可期限が来てしまう」というご相談が複数ありました。ぜひ今一度、許可証の許可期限をご確認ください。（ちなみに私も、自動車免許証の更新を危うく忘れるところでした…気を付けたいと思います。）

オンライン形式が始まってすでに7年目となり、この新しい形式もすっかり定着してきたと感じています。当協会主催の研修会もオンライン開催が多数ございますので、ぜひご利用ください。

編集後記

初夏の風に若葉の匂いを感じる爽やかな季節となりました。

今号では、新しい事務局長のご挨拶や東京都の「優良性基準適合認定制度」の動き、各委員会の活動報告など、業界の近況を幅広くお届けしました。資源循環をめぐる制度改正や技術の進展が続く一方で、現場の安全や人材確保といった日々の課題にも、引き続き丁寧に向き合っていく必要があると感じます。

また、女性部と東京都環境局との意見交換会では、働きやすい環境づくりに向けた前向きな意見が多く交わされ、業界の未来に明るさを感じました。皆さまの毎日の業務の中で、少しでも参考になる話題や気づきがあれば嬉しく思います。

引き続き、東京協会の近況や最新情報をベースに、身近で役立つ情報をお届けできるよう努めてまいります。

最後に、現在カラー広告を募集しております。ご希望の方は事務局へご連絡ください。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

（森）

とうきょうさんばい

第43巻第3号通巻第429号

令和8年6月1日発行

発行人
企画・編集
発行

鈴木宏和
広報委員会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
https://tosankyo.or.jp E-mail:info@tosankyo.or.jp



身近な

ヒヤリ・ハット事例

Part 202



東京労働局管内の産業廃棄物業種における労働災害発生状況（令和8年1月～2月累計）



出所：厚生労働省 職場のあんぜんサイトより、労働災害事例→ヒヤリハット事例集
労働災害統計→労働災害発生速報値、「死亡災害報告」による死亡災害発生状況、「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況

ヒヤリ・ハット事例

現場にて荷降ろし作業を実施、パワーゲートを使用して荷を降ろした。その後、荷台が完全に下がったことを最後まで確認しないまま、車両を発進させようとしたところ、出入口のゲートに接触しそうになった。

類似事例1	類似事例2
<p>荷卸し作業中、トラック荷台の1台のカーゴ台車が荷下ろし中の別の台車にぶつかって倒れ、横で支えていた作業員が転倒しそうになった</p>	<p>トラックの荷台から落ちて腰を打撲</p>

※ QRコードが隣接しているため、片方を手や紙などで隠していただくと読み取りやすくなります

出典：厚生労働省 職場のあんぜんサイト「労働災害事例集」「ヒヤリハット事例集」より
類似事例のイラストは同サイトの画像をもとに当協会にて加工して作成

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai_new241220.html

またはコチラ→

第5回 安全衛生標語コンクール 佳作 受賞作品

声かけは 安全作業の第一歩
みんなで作ろうゼロ災職場

第3次労働災害防止計画推進標語

労働災害ゼロ目指し まずはトップのキックオフ



公益社団法人 全国産業資源循環連合会

一般社団法人東京都産業資源循環協会

PCBの処理期限までの全量廃棄を目指します PCBに関するあらゆる問題をワンストップで解決していきます

全数調査



選別調査



分析・運搬業務



申請サポート



解体や全数調査時に新たにPCB廃棄物が見つかる事例があります。
調査漏れが不安な方はお気軽にご相談ください。

北九州事業エリアで
処分期間後に発見された
高濃度PCB廃棄物
196件

(令和2年10月末現在)

環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei/28pcb.html>

KATO 加藤商事株式会社
<http://www.katosyoji.tokyo>

未来の地球に持続可能な環境を創る企業

本社 〒189-0011 東京都東村山市恩多町1-12-3
TEL: 042-392-1001 FAX: 042-394-1453
赤坂営業所 〒107-0052 東京都港区赤坂4-4-14未来環境創造ビル1F
TEL: 03-6277-7187 FAX: 03-6277-7197

一般社団法人日本PCB
全量廃棄促進協会 (JPTA)



2019年度 収集運搬
(清掃・資源回収含む)
産廃エキスパート
認定番号 5-19-80038

創業65年、人々が安心して生活できる 安全で快適な環境づくりに貢献します



練馬の大地

おいしい作物は元気な土づくりから...
弊社の資源リサイクルセンターにて学校給食残さを
リサイクルし、良質の土壌改良材を精製しております。

廃棄物処理

- ◆一般廃棄物収集運搬
- ◆産業廃棄物収集運搬
- ◆医療系廃棄物
- ◆資源リサイクル

警備

- ◆施設警備
- ◆駐車場管理
- ◆交通・雑踏警備

建物清掃

- ◆日常清掃
- ◆定期清掃
- ◆浄化槽・貯水槽清掃

環境衛生

- ◆空気環境測定
- ◆水質検査
- ◆害虫駆除



10870043(08)



総合ビルメンテナンス

株式会社 五十嵐商会

[本社] 〒177-0032 東京都練馬区谷原6-24-8 TEL03(3922)7547 FAX03(3978)1533

<http://www.igarashisyukai.co.jp>

五十嵐商会

検索